

第49回全国特別支援教育センター協議会研究協議会（大阪府大会）記念講演
「ともに学び、ともに育つ」
—子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場づくり—

多様なニーズのある子どもの理解と支援 —「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」—

大阪大谷大学教育学部
小田 浩伸

特別支援教育の理念と 多様なニーズのある子どもたちの現状



特別支援教育の現状と課題

通常の学級に在籍する
特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査

- ◇平成14（2002）年調査⇒6.3%
- ◇平成24（2012）年調査⇒6.5%
- ◇令和4（2022）年調査⇒8.8%（小：10.4%、中：5.6%、高：2.2%）



特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室
を増設しても・・・

通常の学級には、潜在的に支援が必要な児童生徒が在籍している
少子化に伴い子どもの数は減少、支援の必要な子どもは増加傾向

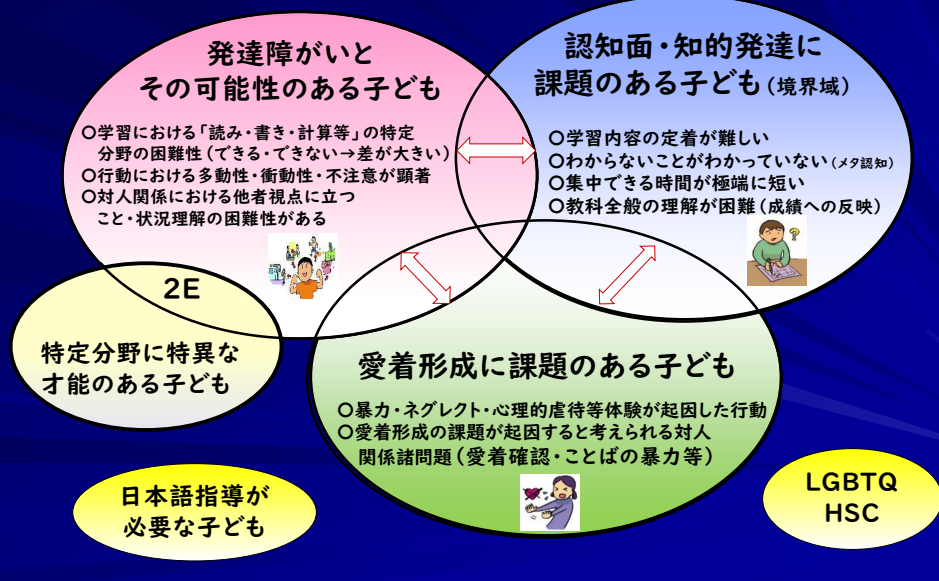
特別支援教育の理念

障がい等のある幼児児童生徒（以下、子ども）の自立と
社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて（子
どもの側に立って）、適切な指導及び必要な支援を行う教育

- ◇特別支援教育は、障がいのある子どものみが対象でなく、すべての子どもにとって必要な教育⇒通常の学級
- ◇すべての教員が、特別支援教育の理念と支援方法の基礎を理解していることが重要
- ◇通常の学級における「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」の推進が特別支援教育の基盤⇒ユニバーサルデザイン

共生社会の実現に向けて
（多様性の尊重・教育的ニーズ・ナチュラルサポート・インクルーシブ教育システム）

多様なニーズのある 子どもの複合化した理解の視点



不適応行動につながる子どもの背景要因

◇発達障がいによる発達特性の課題



◇愛着形成の課題



◇学力低下(境界域知能)の課題



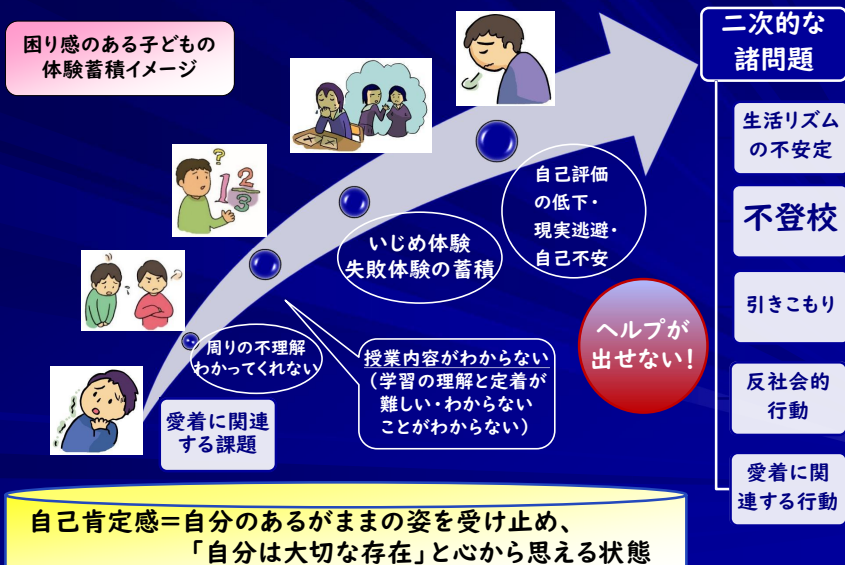
◇虐待や孤独を体験する生活環境



◇偏った食生活の蓄積

◇ゲーム、動画投稿サイト、SNS等への依存による影響

自己肯定感の低下による二次的な諸問題への展開防止



保護者との信頼関係の構築と連携をめざして

保護者

保護者の心情・悩み・戸惑い(障がいや困難を認められない理由)

- ◇子どもの困難を認めて診断がつくと、普通の子どもでなくなるのでは...
- ◇発達障がいを認めたあとは、どうなっていくのか、将来が不安...
- ◇子どもに障がいがあるとわかったら、親としてやっていけるのか不安...
- ◇何が原因なのか、自分の子育てや関わりに問題があったのか...
- ◇家族の人や親戚にどう説明すればよいのか、どう思われるのか...

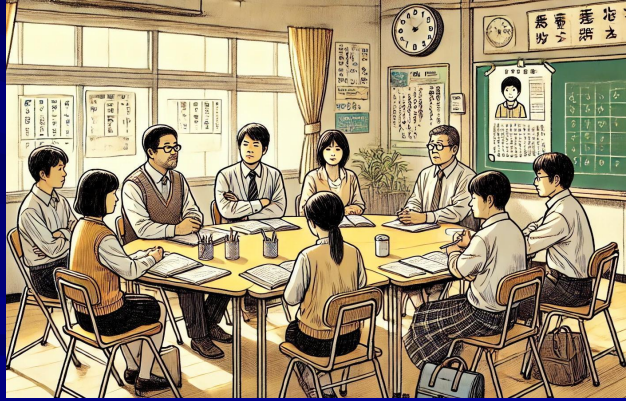
教員等支援者

保護者に寄り添う支援(保護者支援=子ども支援)

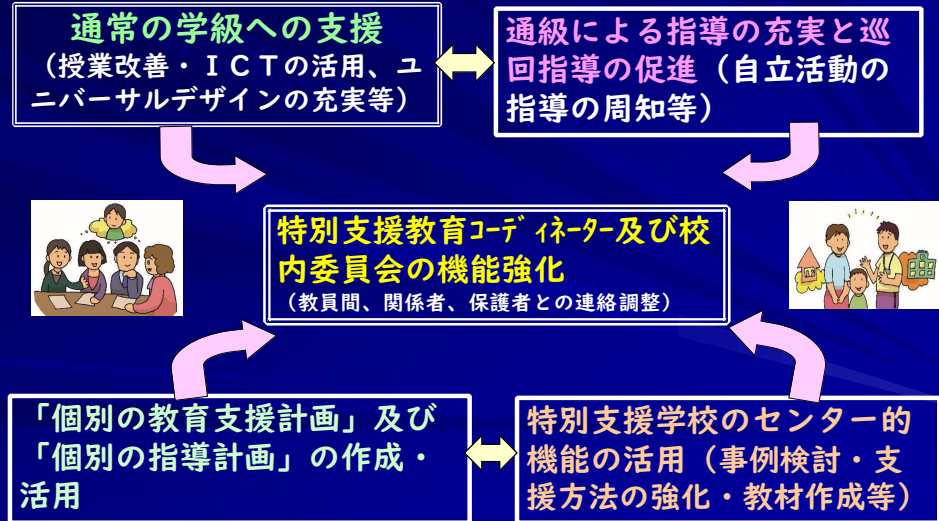
- ◇保護者の思いや悩みを共感的に聞く(カウンセリングマインド)
- ◇子どものいいところ(強い力)に視点をあてた話題を多くする
- ◇今までの子育てを肯定してから、新しい方向に向けた話題を提供する
- ◇保護者が力をつけるような相談支援を考える(気づきを高める支援)



校内支援体制の充実に向けて



校内支援体制の充実・強化



特別支援教育コーディネーターの機能強化

- ・ 特別支援教育の考え方や具体的支援に関する情報提供・提案
- ・ 校内（管理職・担任等）、関係者（保護者や関係機関）との連絡・調整
- ・ 各学校の支援教育コーディネーターや支援学校のリーディングスタッフとのネットワークづくりと相談関係の構築

<校内における役割>

- 管理職との連携
- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営
- 保護者に対する相談窓口

<外部関係機関との連絡調整等の役割>

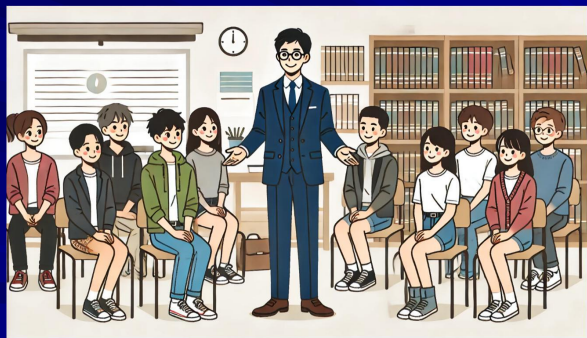
- 関係者・機関との連携・情報収集
- 支援教育に関する情報収集と連絡調整
- 各校の支援教育コーディネーター及び支援学校リーディングスタッフとの連携
- 市町村教育委員会指導主事との連携

自立活動の意義と教育課程上の位置づけ（特別の教育課程）



インクルーシブ教育システムの構築をめざして

— 学校における合理的配慮と基礎的環境整備 (UD) —



インクルーシブ教育システム

多様なニーズのある子どもたちが可能な限り同じ場で学ぶことを追求すること

個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる仕組みを整備すること

この両輪の上に成り立ち、今はそのシステム構築をめざしている

障害者の権利に関する条約(第24条:教育)

(平成18年12月国連総会で採択 ⇒ 平成26年2月批准 ⇒ 平成28年4月から施行)

- 「インクルーシブ教育システム」とは、
1. 人間の多様性の尊重等の強化、
 2. 障がいのある子どもが能力を最大限度まで発達、
 3. 自由な社会に効果的に参加することを可能にする、
- ことを目的とし、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みである。そして、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域の小中学校で学ぶ機会が与えられること、そのために個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。

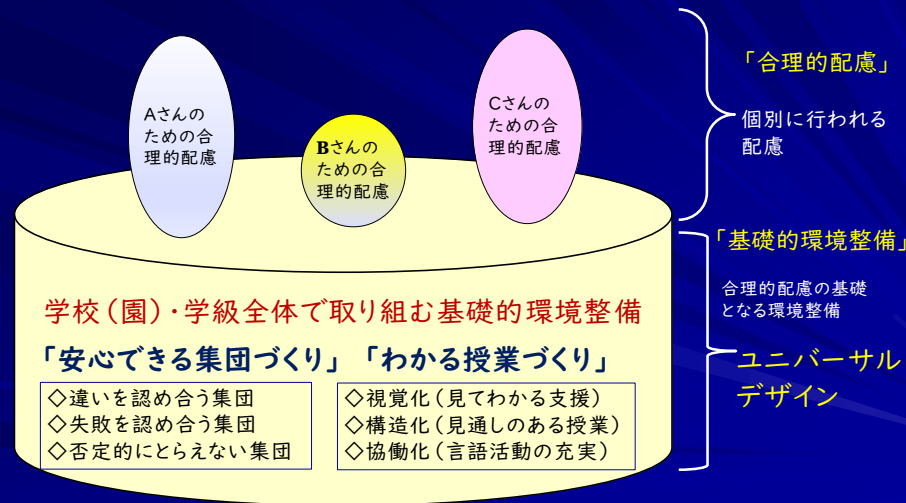


「障害者差別解消法」 平成28.4から施行
⇒ 改正 令和6.4から施行(合理的配慮の法的義務)

合理的配慮と基礎的環境整備(UD)

- ◇ 合理的配慮は、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同等の機会を得るために必要な変更・調整であり、教育活動に参加するための条件(スタート地点)を同等にしていくプロセスといえる。
- ◇ 学校教育においては、本人・保護者からの意思表示の有無ではなくその子どもが十分な教育を受けられるかの観点から判断していくことが重要(つまり、学校から合理的配慮を提案することもある)。
- ◇ 合理的配慮は、本人・保護者・教職員が一緒に考えていく関係性の構築をめざしていくこと(合意形成)が大切。
- ◇ 学校においては、障がい等のある子どもとの関係性が長期にわたることから、その都度の合理的配慮ではなく、基礎的環境整備(すべての子どもが学びやすい環境や方法を整備・工夫)として取り組むことが望ましい。その際、合理的配慮と基礎的環境整備の境界線を決めることができない側面があり、両者一体となった取り組みが必要。

合理的配慮・基礎的環境整備(UD)が一体となった指導・支援



ユニバーサルデザインの視点を活かした指導・支援 ー「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」ー



安心できる集団づくりの基本



子どもどうしをつなぐことば(例えば・・・)



安心できる・やる気のでる集団づくりのポイント

- ① 肯定的な指示や指摘のバリエーションを多用する
- ② ワンアップ・ワンダウンの対応を心がける
- ③ 基本的なSSTを日常の中で習慣化していく
(あいさつ、あやまる、お礼、ヘルプ:教えてください等)



あいさつ



あやまる



お礼



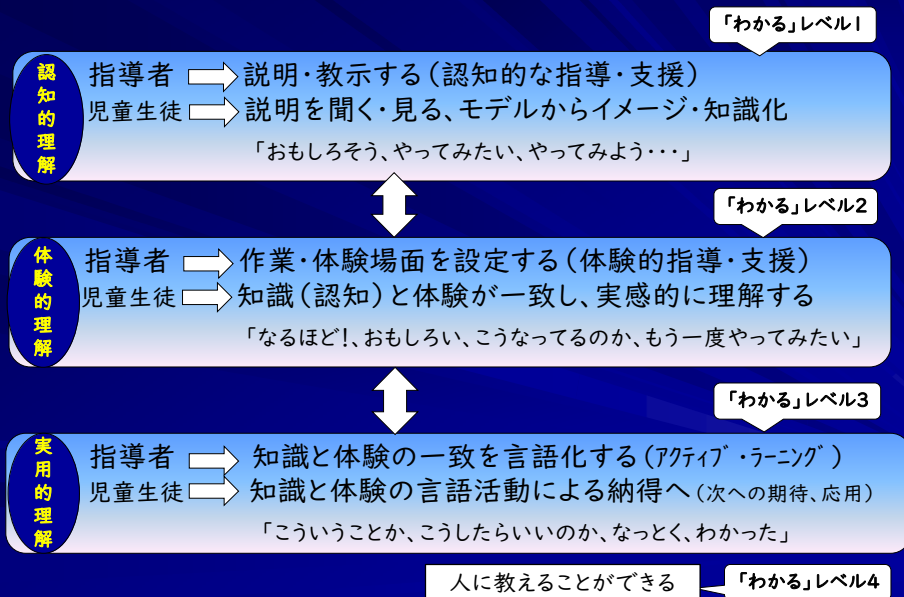
ヘルプ(教えてください等)

ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり

- ① 教室環境を確認する(机の並び方、落ちているもの、収納状況、掲示物等)。
- ② 教科書、ノート等、必要なもののみを机の上に置いているか確認する。
- ③ 授業のめあてを書き(貼る)、本時のポイントを明確に示す。
- ④ 全員が静かになったことを確認してから話し始める習慣をつける。
- ⑤ 板書を工夫する(板書の量・書く位置、区切り線をつける、色の配慮等)。
- ⑥ 今は、「聞くととき」と「書くととき」「話すとき」を区別し、同時に提示しない。
- ⑦ 大切な指示や内容ポイント等の大事なところは、何度か繰り返し説明する。
- ⑧ できるだけ視覚的に示すことができる教材・教具を多用する。
- ⑨ 子どもの努力や取り組みをほめる機会を多くつくる。
- ⑩ 本時のポイントを復唱し、授業まとめ、振り返りを行う。
- ⑪ 授業の中で何度かリスタートの場面をつくる。
- ⑫ 思考のツールを活かした言語活動を設定する(アクティブラーニング)。



「わかる」授業のステップとステージ



「わかる授業づくり」 自分の強みや得意な学習スタイルに気づく支援



社会参加をみすえた

小中学校・高等学校の教育に期待すること



社会参加をみすえた指導・支援のポイント(1)

◎自己理解に向けた「自分の強み」を知る学び

◎自分のことを知ろうとする姿勢・態度の醸成



◎わからないときに「聞くスキル」、困ったときに、「相談するスキル」継続的・系統的に育成

◎学びの意欲と楽しさ「わかった」「できた」「またやってみよう」を実感できる授業の工夫と充実

社会参加をみすえた指導・支援のポイント(2)

◎基本的なSSTの習得と習慣化(あいさつ、お礼、あやまる、ヘルプ:教えてください等)

◎再チャレンジできる自己肯定感の醸成



◎合理的配慮を要請する力の育成(自己理解と相談スキル)

◎保護者との連携関係の構築(高・大・進路へのプロセス)

<すべての子どもの共通した願い>

○ ほめられたい(認められたい)

○ 役に立ちたい

○ 自分の意思や気持ちを伝えたい(関わりたい)

○ 学びたい(もっと知りたい)

○ 新しいことに挑戦したい



第49回全国特別支援教育センター協議会研究協議会（大阪府大会）記念講演
「ともに学び、ともに育つ」
—子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場づくり—

多様なニーズのある子どもの理解と支援 —「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」—

大阪大谷大学教育学部
小田 浩伸

特別支援教育の理念と 多様なニーズのある子どもたちの現状



特別支援教育の現状と課題

通常の学級に在籍する
特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査

- ◇平成14（2002）年調査⇒6.3%
- ◇平成24（2012）年調査⇒6.5%
- ◇令和4（2022）年調査⇒8.8%（小：10.4%、中：5.6%、高：2.2%）



特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室
を増設しても・・・

通常の学級には、潜在的に支援が必要な児童生徒が在籍している
少子化に伴い子どもの数は減少、支援の必要な子どもは増加傾向

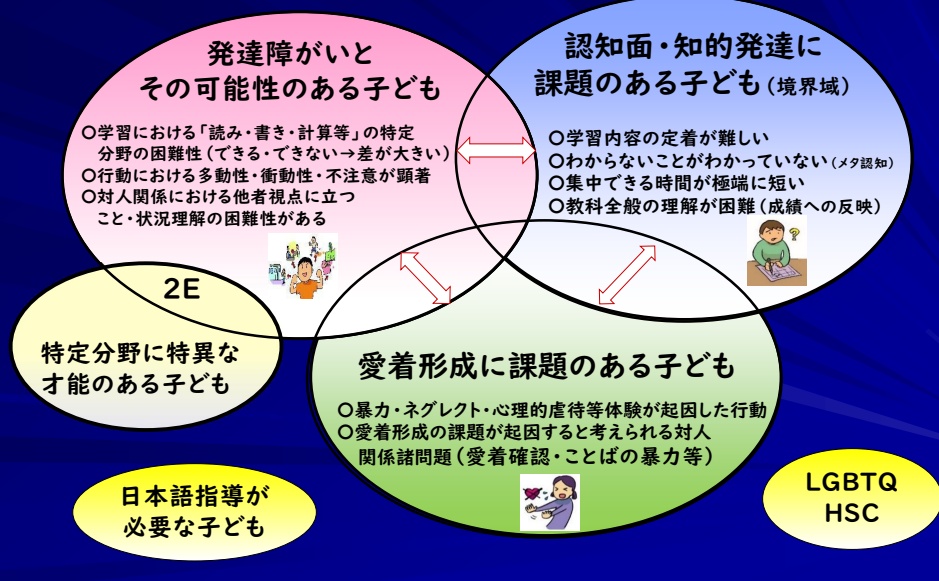
特別支援教育の理念

障がい等のある幼児児童生徒（以下、子ども）の自立と
社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて（子
どもの側に立って）、適切な指導及び必要な支援を行う教育

- ◇特別支援教育は、障がいのある子どものみが対象でなく、すべての子どもにとって必要な教育⇒通常の学級
- ◇すべての教員が、特別支援教育の理念と支援方法の基礎を理解していることが重要
- ◇通常の学級における「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」の推進が特別支援教育の基盤⇒ユニバーサルデザイン

共生社会の実現に向けて
（多様性の尊重・教育的ニーズ・ナチュラルサポート・インクルーシブ教育システム）

多様なニーズのある 子どもの複合化した理解の視点



不適応行動につながる子どもの背景要因

◇発達障がいによる発達特性の課題



◇愛着形成の課題



◇学力低下(境界域知能)の課題



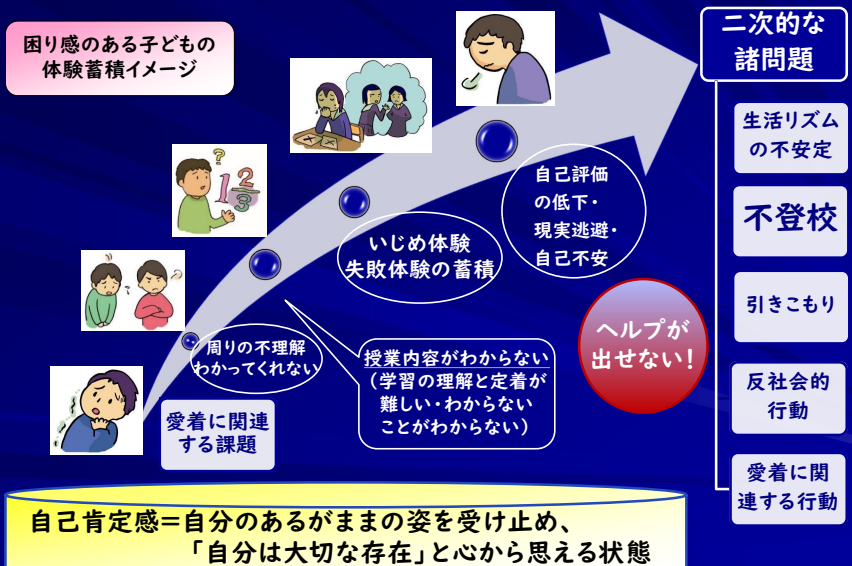
◇虐待や孤独を体験する生活環境



◇偏った食生活の蓄積

◇ゲーム、動画投稿サイト、SNS等への依存による影響

自己肯定感の低下による二次的な諸問題への展開防止



保護者との信頼関係の構築と連携をめざして

保護者

保護者の心情・悩み・戸惑い(障がいや困難を認められない理由)

- ◇子どもの困難を認めて診断がつくと、普通の子どもでなくなるのでは...
- ◇発達障がいを認めたあとは、どうなっていくのか、将来が不安...
- ◇子どもに障がいがあるとわかったら、親としてやっていけるのか不安...
- ◇何が原因なのか、自分の子育てや関わりに問題があったのか...
- ◇家族の人や親戚にどう説明すればよいのか、どう思われるのか...

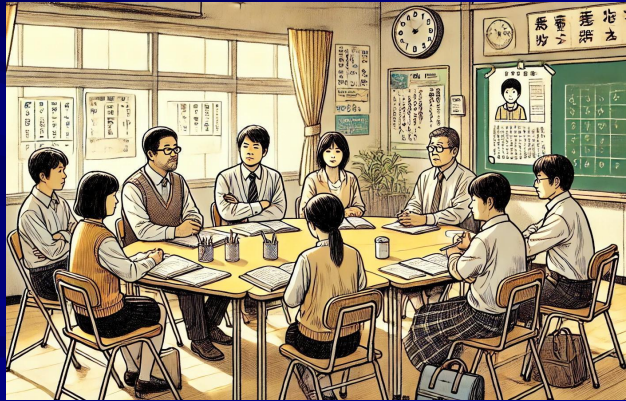
教員等支援者

保護者に寄り添う支援(保護者支援=子ども支援)

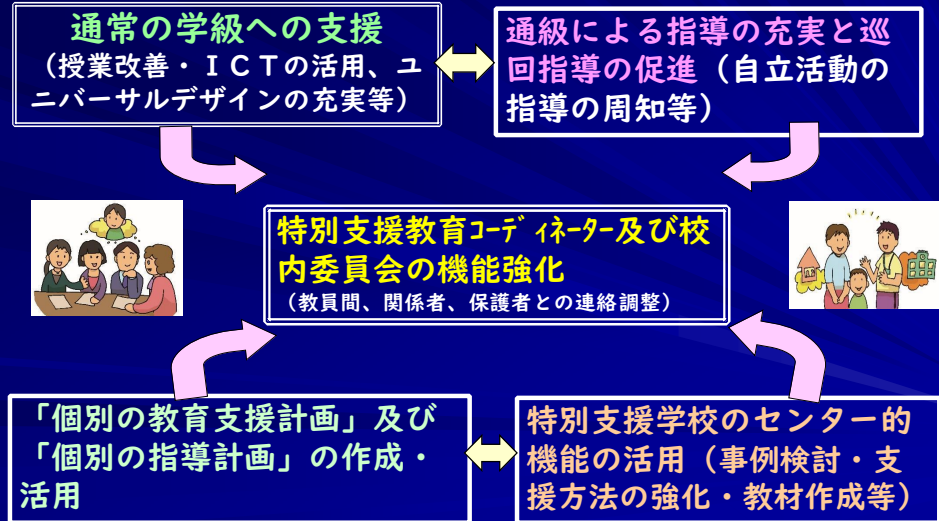
- ◇保護者の思いや悩みを共感的に聞く(カウンセリングマインド)
- ◇子どものいいところ(強い力)に視点をあてた話題を多くする
- ◇今までの子育てを肯定してから、新しい方向に向けた話題を提供する
- ◇保護者が力をつけるような相談支援を考える(気づきを高める支援)



校内支援体制の充実に向けて



校内支援体制の充実・強化



特別支援教育コーディネーターの機能強化

- ・ 特別支援教育の考え方や具体的支援に関する情報提供・提案
- ・ 校内（管理職・担任等）、関係者（保護者や関係機関）との連絡・調整
- ・ 各学校の支援教育コーディネーターや支援学校のリーディングスタッフとのネットワークづくりと相談関係の構築

<校内における役割>

- 管理職との連携
- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営
- 保護者に対する相談窓口

<外部関係機関との連絡調整等の役割>

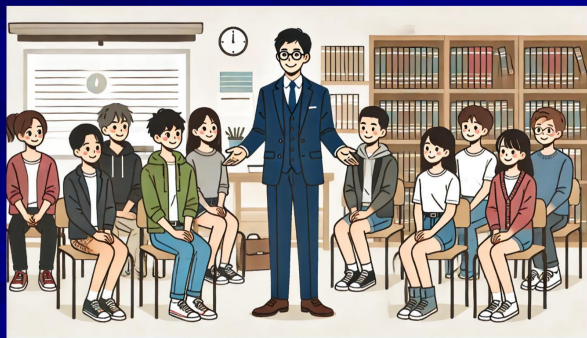
- 関係者・機関との連携・情報収集
- 支援教育に関する情報収集と連絡調整
- 各校の支援教育コーディネーター及び支援学校リーディングスタッフとの連携
- 市町村教育委員会指導主事との連携

自立活動の意義と教育課程上の位置づけ（特別の教育課程）



インクルーシブ教育システムの構築をめざして

— 学校における合理的配慮と基礎的環境整備 (UD) —



インクルーシブ教育システム

多様なニーズのある子どもたちが可能な限り同じ場で学ぶことを追求すること

個々の教育的ニーズに最も的確に答える指導・支援を提供できる仕組みを整備すること

この両輪の上に成り立ち、今はそのシステム構築をめざしている

障害者の権利に関する条約 (第24条:教育)

(平成18年12月国連総会で採択 ⇒ 平成26年2月批准 ⇒ 平成28年4月から施行)

- 「インクルーシブ教育システム」とは、
1. 人間の多様性の尊重等の強化、
 2. 障がいのある子どもが能力を最大限度まで発達、
 3. 自由な社会に効果的に参加することを可能にする、
- ことを目的とし、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みである。そして、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域の小中学校で学ぶ機会が与えられること、そのために個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。

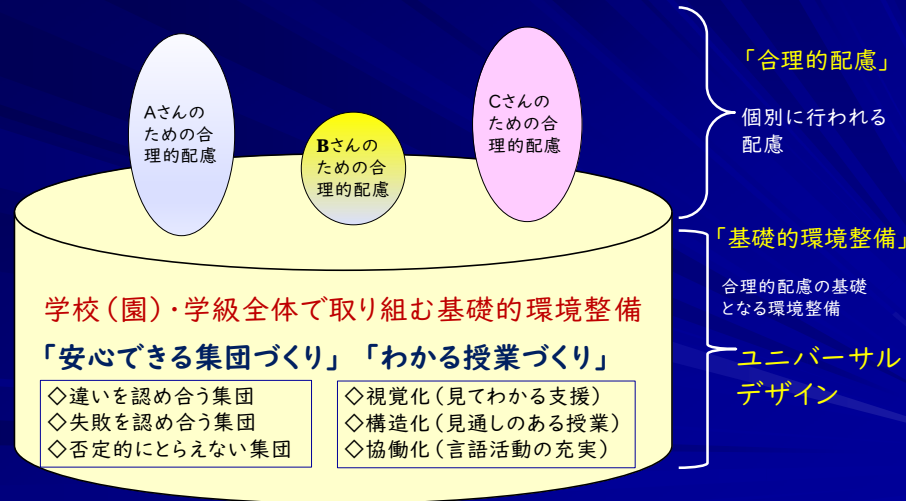


「障害者差別解消法」 平成28.4から施行
⇒ 改正 令和6.4から施行 (合理的配慮の法的義務)

合理的配慮と基礎的環境整備 (UD)

- ◇ 合理的配慮は、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同等の機会を得るために必要な変更・調整であり、教育活動に参加するための条件 (スタート地点) を同等にしていくプロセスといえる。
- ◇ 学校教育においては、本人・保護者からの意思表示の有無ではなくその子どもが十分な教育を受けられるかの観点から判断していくことが重要 (つまり、学校から合理的配慮を提案することもある)。
- ◇ 合理的配慮は、本人・保護者・教職員が一緒に考えていく関係性の構築をめざしていくこと (合意形成) が大切。
- ◇ 学校においては、障がい等のある子どもとの関係性が長期にわたることから、その都度の合理的配慮ではなく、基礎的環境整備 (すべての子どもが学びやすい環境や方法を整備・工夫) として取り組むことが望ましい。その際、合理的配慮と基礎的環境整備の境界線を決めることができない側面があり、両者一体となった取り組みが必要。

合理的配慮・基礎的環境整備(UD)が一体となった指導・支援



ユニバーサルデザインの視点を活かした指導・支援 ー「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」ー



安心できる集団づくりの基本



子どもどうしをつなぐことば(例えば・・・)



安心できる・やる気のでる集団づくりのポイント

- ① 肯定的な指示や指摘のバリエーションを多用する
- ② ワンアップ・ワンダウンの対応を心がける
- ③ 基本的なSSTを日常の中で習慣化していく
(あいさつ、あやまる、お礼、ヘルプ:教えてください等)



あいさつ



あやまる



お礼



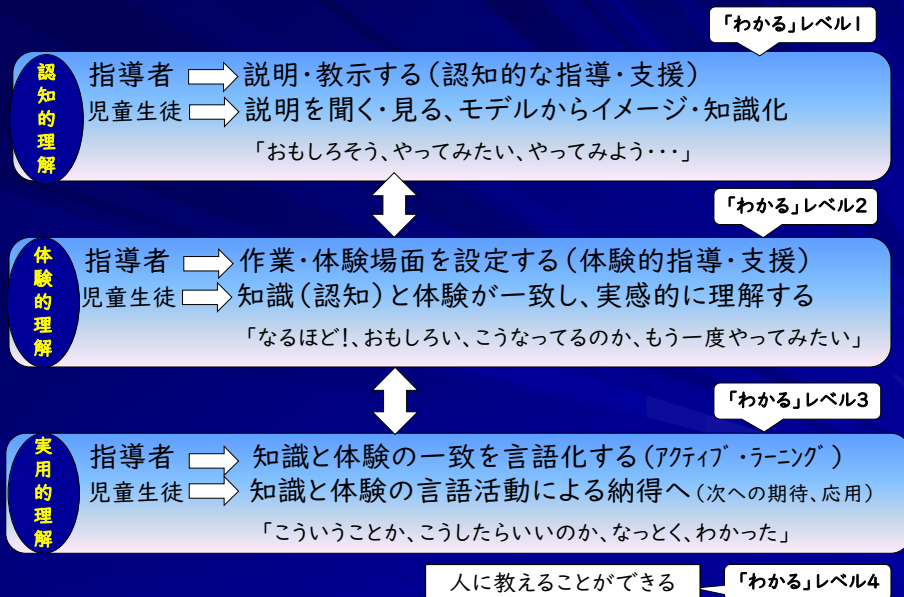
ヘルプ(教えてください等)

ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり

- ① 教室環境を確認する(机の並び方、落ちているもの、収納状況、掲示物等)。
- ② 教科書、ノート等、必要なもののみを机の上に置いているか確認する。
- ③ 授業のめあてを書き(貼る)、本時のポイントを明確に示す。
- ④ 全員が静かになったことを確認してから話し始める習慣をつける。
- ⑤ 板書を工夫する(板書の量・書く位置、区切り線をつける、色の配慮等)。
- ⑥ 今は、「聞くととき」と「書くととき」「話すとき」を区別し、同時に提示しない。
- ⑦ 大切な指示や内容ポイント等の大事なところは、何度か繰り返し説明する。
- ⑧ できるだけ視覚的に示すことができる教材・教具を多用する。
- ⑨ 子どもの努力や取り組みをほめる機会を多くつくる。
- ⑩ 本時のポイントを復唱し、授業まとめ、振り返りを行う。
- ⑪ 授業の中で何度かリスタートの場面をつくる。
- ⑫ 思考のツールを活かした言語活動を設定する(アクティブラーニング)。



「わかる」授業のステップとステージ



「わかる授業づくり」 自分の強みや得意な学習スタイルに気づく支援



社会参加をみすえた

小中学校・高等学校の教育に期待すること



社会参加をみすえた指導・支援のポイント(1)

◎自己理解に向けた「自分の強み」を知る学び

◎自分のことを知ろうとする姿勢・態度の醸成



◎わからないときに「聞くスキル」、困ったときに、「相談するスキル」継続的・系統的に育成

◎学びの意欲と楽しさ「わかった」「できた」「またやってみよう」を実感できる授業の工夫と充実

社会参加をみすえた指導・支援のポイント(2)

◎基本的なSSTの習得と習慣化(あいさつ、お礼、あやまる、ヘルプ:教えてください等)

◎再チャレンジできる自己肯定感の醸成



◎合理的配慮を要請する力の育成(自己理解と相談スキル)

◎保護者との連携関係の構築(高・大・進路へのプロセス)

<すべての子どもの共通した願い>

○ほめられたい(認められたい)

○役に立ちたい

○自分の意思や気持ちを伝えたい(関わりたい)

○学びたい(もっと知りたい)

○新しいことに挑戦したい



第49回全国特別支援教育センター協議会研究協議会（大阪府大会）記念講演
「ともに学び、ともに育つ」
—子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場づくり—

多様なニーズのある子どもの理解と支援 —「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」—

大阪大谷大学教育学部
小田 浩伸

特別支援教育の理念と 多様なニーズのある子どもたちの現状



特別支援教育の現状と課題

通常の学級に在籍する
特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査

- ◇平成14（2002）年調査⇒6.3%
- ◇平成24（2012）年調査⇒6.5%
- ◇令和4（2022）年調査⇒8.8%（小：10.4%、中：5.6%、高：2.2%）



特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室
を増設しても・・・

通常の学級には、潜在的に支援が必要な児童生徒が在籍している
少子化に伴い子どもの数は減少、支援の必要な子どもは増加傾向

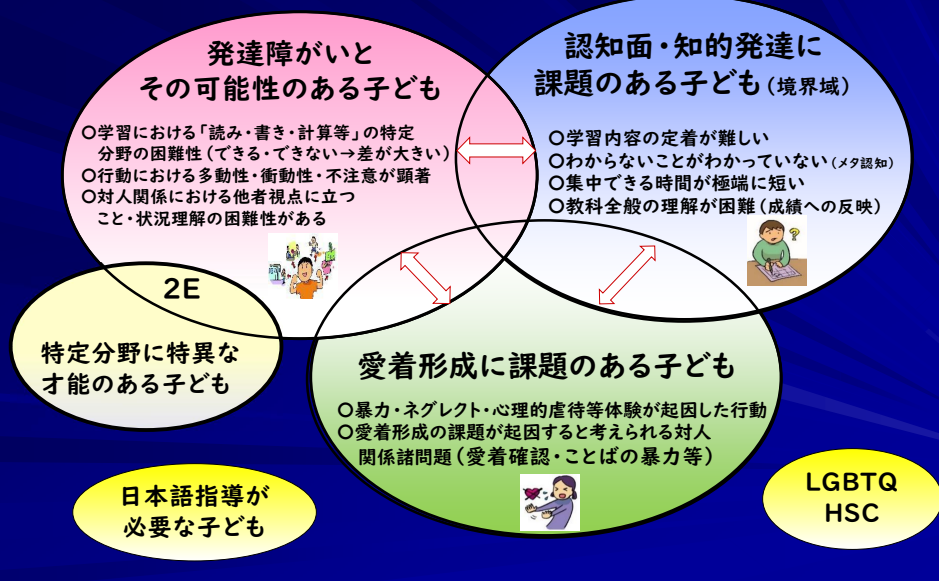
特別支援教育の理念

障がい等のある幼児児童生徒（以下、子ども）の自立と
社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて（子
どもの側に立って）、適切な指導及び必要な支援を行う教育

- ◇特別支援教育は、障がいのある子どものみが対象でなく、すべての子どもにとって必要な教育⇒通常の学級
- ◇すべての教員が、特別支援教育の理念と支援方法の基礎を理解していることが重要
- ◇通常の学級における「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」の推進が特別支援教育の基盤⇒ユニバーサルデザイン

共生社会の実現に向けて
（多様性の尊重・教育的ニーズ・ナチュラルサポート・インクルーシブ教育システム）

多様なニーズのある 子どもの複合化した理解の視点



不適応行動につながる子どもの背景要因

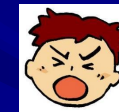
◇発達障がいによる発達特性の課題



◇愛着形成の課題



◇学力低下(境界域知能)の課題



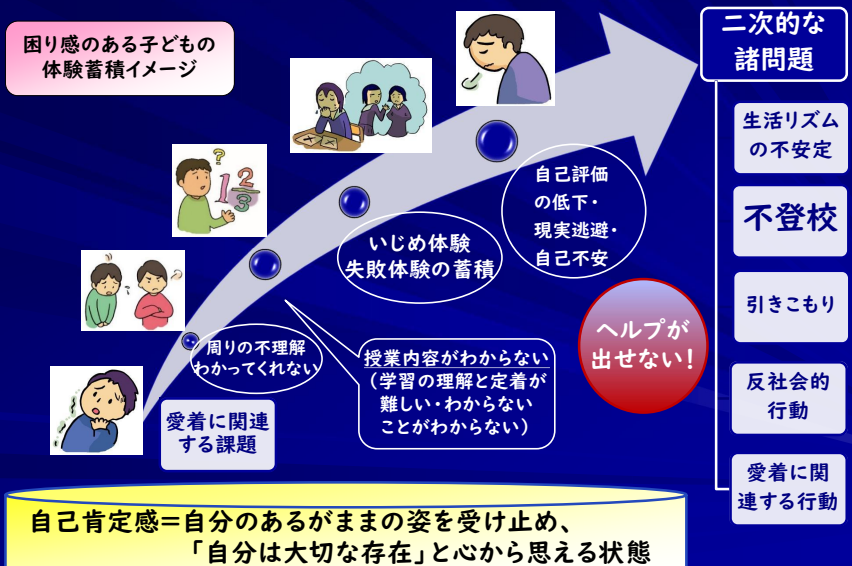
◇虐待や孤独を体験する生活環境



◇偏った食生活の蓄積

◇ゲーム、動画投稿サイト、SNS等への依存による影響

自己肯定感の低下による二次的な諸問題への展開防止



保護者との信頼関係の構築と連携をめざして

保護者

保護者の心情・悩み・戸惑い(障がいや困難を認められない理由)

- ◇子どもの困難を認めて診断がつくと、普通の子どもでなくなるのでは...
- ◇発達障がいを認めたあとは、どうなっていくのか、将来が不安...
- ◇子どもに障がいがあるとわかったら、親としてやっていけるのか不安...
- ◇何が原因なのか、自分の子育てや関わりに問題があったのか...
- ◇家族の人や親戚にどう説明すればよいのか、どう思われるのか...

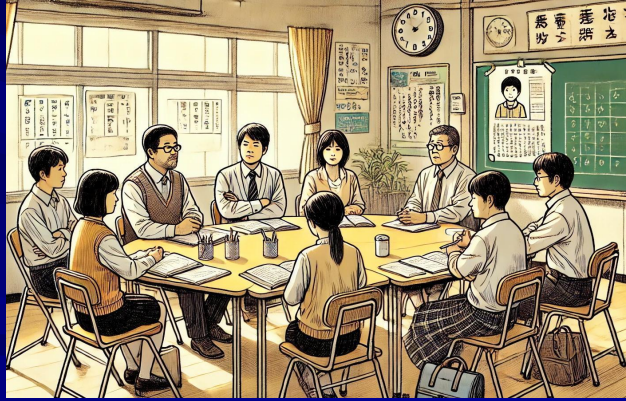
教員等支援者

保護者に寄り添う支援(保護者支援=子ども支援)

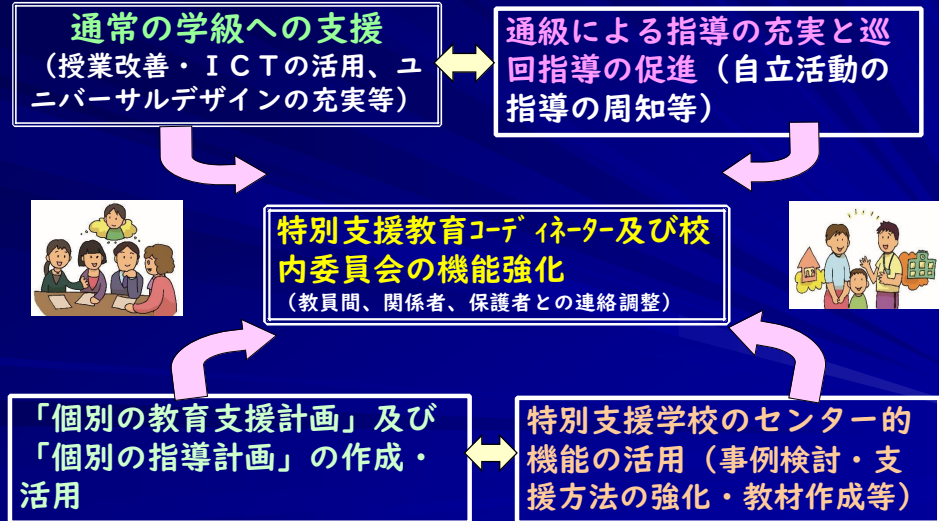
- ◇保護者の思いや悩みを共感的に聞く(カウンセリングマインド)
- ◇子どものいいところ(強い力)に視点をあてた話題を多くする
- ◇今までの子育てを肯定してから、新しい方向に向けた話題を提供する
- ◇保護者が力をつけるような相談支援を考える(気づきを高める支援)



校内支援体制の充実に向けて



校内支援体制の充実・強化



特別支援教育コーディネーターの機能強化

- ・ 特別支援教育の考え方や具体的支援に関する情報提供・提案
- ・ 校内(管理職・担任等)、関係者(保護者や関係機関)との連絡・調整
- ・ 各学校の支援教育コーディネーターや支援学校のリーディングスタッフとのネットワークづくりと相談関係の構築

<校内における役割>

- 管理職との連携
- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営
- 保護者に対する相談窓口

<外部関係機関との連絡調整等の役割>

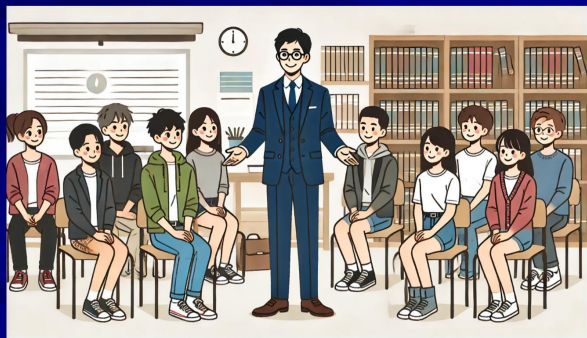
- 関係者・機関との連携・情報収集
- 支援教育に関する情報収集と連絡調整
- 各校の支援教育コーディネーター及び支援学校リーディングスタッフとの連携
- 市町村教育委員会指導主事との連携

自立活動の意義と教育課程上の位置づけ(特別の教育課程)



インクルーシブ教育システムの構築をめざして

—学校における合理的配慮と基礎的環境整備(UD)—



障害者の権利に関する条約(第24条:教育)

(平成18年12月国連総会で採択 ⇒ 平成26年2月批准 ⇒ 平成28年4月から施行)

- 「インクルーシブ教育システム」とは、
1. 人間の多様性の尊重等の強化、
 2. 障がいのある子どもが能力を最大限度まで発達、
 3. 自由な社会に効果的に参加することを可能にする、
- ことを目的とし、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みである。そして、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域の小中学校で学ぶ機会が与えられること、そのために個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。



「障害者差別解消法」 平成28.4から施行
⇒ 改正 令和6.4から施行(合理的配慮の法的義務)

インクルーシブ教育システム

多様なニーズのある子どもたちが可能な限り同じ場で学ぶことを追求すること

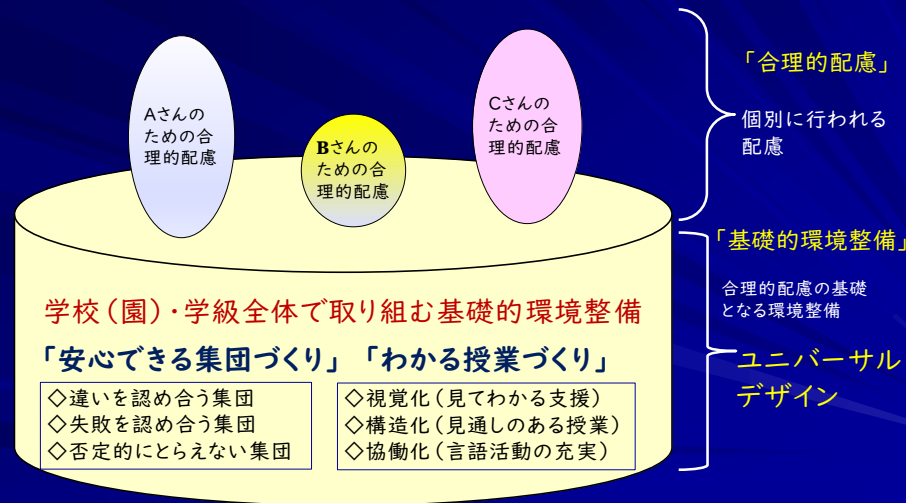
個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる仕組みを整備すること

この両輪の上に成り立ち、今はそのシステム構築をめざしている

合理的配慮と基礎的環境整備(UD)

- ◇合理的配慮は、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同等の機会を得るために必要な変更・調整であり、教育活動に参加するための条件(スタート地点)を同等にしていくプロセスといえる。
- ◇学校教育においては、本人・保護者からの意思表示の有無ではなくその子どもが十分な教育を受けられるかの観点から判断していくことが重要(つまり、学校から合理的配慮を提案することもある)。
- ◇合理的配慮は、本人・保護者・教職員が一緒に考えていく関係性の構築をめざしていくこと(合意形成)が大切。
- ◇学校においては、障がい等のある子どもとの関係性が長期にわたることから、その都度の合理的配慮ではなく、基礎的環境整備(すべての子どもが学びやすい環境や方法を整備・工夫)として取り組むことが望ましい。その際、合理的配慮と基礎的環境整備の境界線を決めることができない側面があり、両者一体となった取り組みが必要。

合理的配慮・基礎的環境整備(UD)が一体となった指導・支援



ユニバーサルデザインの視点を活かした指導・支援 —「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」—



安心できる集団づくりの基本



子どもどうしをつなぐことば(例えば・・・)



安心できる・やる気のでる集団づくりのポイント

- ① 肯定的な指示や指摘のバリエーションを多用する
- ② ワンアップ・ワンダウンの対応を心がける
- ③ 基本的なSSTを日常の中で習慣化していく
(あいさつ、あやまる、お礼、ヘルプ:教えてください等)



あいさつ



あやまる



お礼



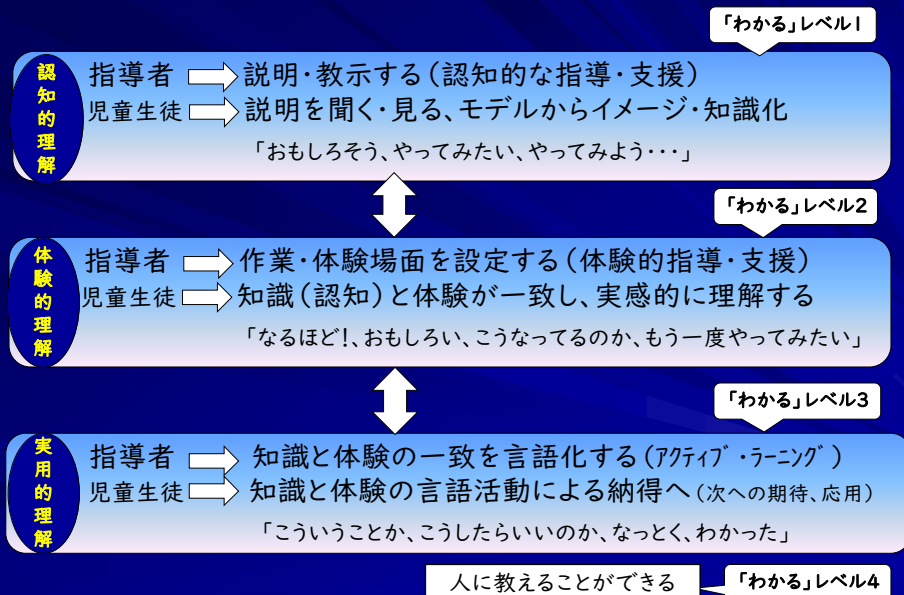
ヘルプ(教えてください等)

ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり

- ① 教室環境を確認する(机の並び方、落ちているもの、収納状況、掲示物等)。
- ② 教科書、ノート等、必要なもののみを机の上に置いているか確認する。
- ③ 授業のめあてを書き(貼る)、本時のポイントを明確に示す。
- ④ 全員が静かになったことを確認してから話し始める習慣をつける。
- ⑤ 板書を工夫する(板書の量・書く位置、区切り線をつける、色の配慮等)。
- ⑥ 今は、「聞くととき」と「書くととき」「話すとき」を区別し、同時に提示しない。
- ⑦ 大切な指示や内容ポイント等の大事なところは、何度か繰り返し説明する。
- ⑧ できるだけ視覚的に示すことができる教材・教具を多用する。
- ⑨ 子どもの努力や取り組みをほめる機会を多くつくる。
- ⑩ 本時のポイントを復唱し、授業まとめ、振り返りを行う。
- ⑪ 授業の中で何度かリスタートの場面をつくる。
- ⑫ 思考のツールを活かした言語活動を設定する(アクティブラーニング)。



「わかる」授業のステップとステージ



「わかる授業づくり」 自分の強みや得意な学習スタイルに気づく支援



社会参加をみすえた

小中学校・高等学校の教育に期待すること



社会参加をみすえた指導・支援のポイント(1)

◎自己理解に向けた「自分の強み」を知る学び

◎自分のことを知ろうとする姿勢・態度の醸成



◎わからないときに「聞くスキル」、困ったときに、「相談するスキル」継続的・系統的に育成

◎学びの意欲と楽しさ「わかった」「できた」「またやってみよう」を実感できる授業の工夫と充実

社会参加をみすえた指導・支援のポイント(2)

◎基本的なSSTの習得と習慣化(あいさつ、お礼、あやまる、ヘルプ:教えてください等)

◎再チャレンジできる自己肯定感の醸成



◎合理的配慮を要請する力の育成(自己理解と相談スキル)

◎保護者との連携関係の構築(高・大・進路へのプロセス)

<すべての子どもの共通した願い>

○ ほめられたい(認められたい)

○ 役に立ちたい

○ 自分の意思や気持ちを伝えたい(関わりたい)

○ 学びたい(もっと知りたい)

○ 新しいことに挑戦したい



第49回全国特別支援教育センター協議会研究協議会（大阪府大会）記念講演
「ともに学び、ともに育つ」
—子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場づくり—

多様なニーズのある子どもの理解と支援 —「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」—

大阪大谷大学教育学部
小田 浩伸

特別支援教育の理念と 多様なニーズのある子どもたちの現状



特別支援教育の現状と課題

通常の学級に在籍する
特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査

- ◇平成14（2002）年調査⇒6.3%
- ◇平成24（2012）年調査⇒6.5%
- ◇令和4（2022）年調査⇒8.8%（小：10.4%、中：5.6%、高：2.2%）



特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室
を増設しても・・・

通常の学級には、潜在的に支援が必要な児童生徒が在籍している
少子化に伴い子どもの数は減少、支援の必要な子どもは増加傾向

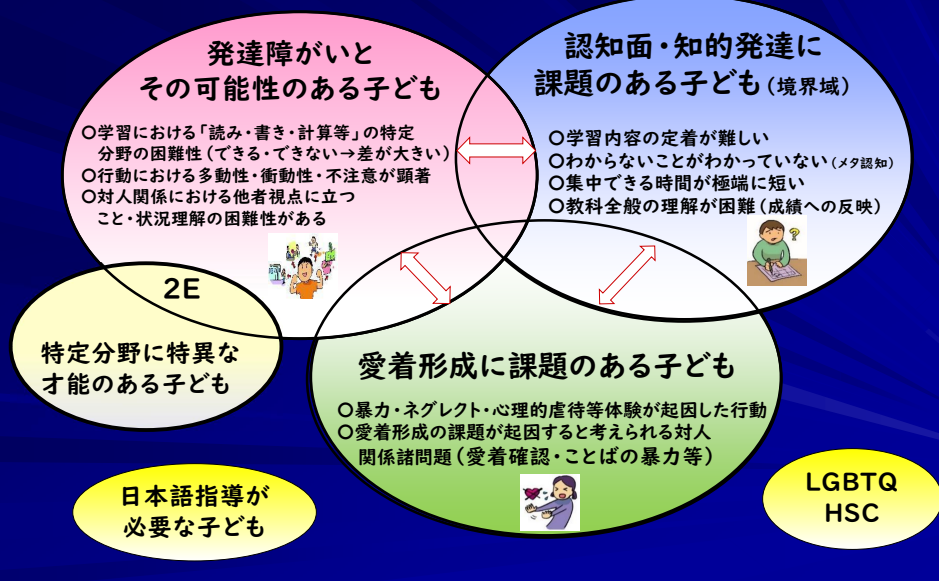
特別支援教育の理念

障がい等のある幼児児童生徒（以下、子ども）の自立と
社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて（子
どもの側に立って）、適切な指導及び必要な支援を行う教育

- ◇特別支援教育は、障がいのある子どものみが対象でなく、すべての子どもにとって必要な教育⇒通常の学級
- ◇すべての教員が、特別支援教育の理念と支援方法の基礎を理解していることが重要
- ◇通常の学級における「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」の推進が特別支援教育の基盤⇒ユニバーサルデザイン

共生社会の実現に向けて
（多様性の尊重・教育的ニーズ・ナチュラルサポート・インクルーシブ教育システム）

多様なニーズのある 子どもの複合化した理解の視点



不適応行動につながる子どもの背景要因

◇発達障がいによる発達特性の課題



◇愛着形成の課題



◇学力低下(境界域知能)の課題



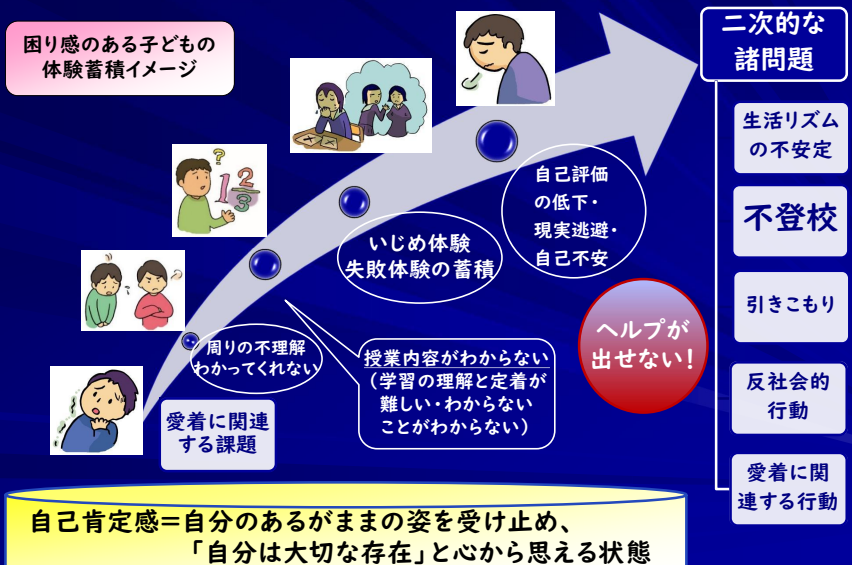
◇虐待や孤独を体験する生活環境



◇偏った食生活の蓄積

◇ゲーム、動画投稿サイト、SNS等への依存による影響

自己肯定感の低下による二次的な諸問題への展開防止



保護者との信頼関係の構築と連携をめざして

保護者

保護者の心情・悩み・戸惑い(障がいや困難を認められない理由)

- ◇子どもの困難を認めて診断がつくと、普通の子どもでなくなるのでは...
- ◇発達障がいを認めたあとは、どうなっていくのか、将来が不安...
- ◇子どもに障がいがあるとわかったら、親としてやっていけるのか不安...
- ◇何が原因なのか、自分の子育てや関わりに問題があったのか...
- ◇家族の人や親戚にどう説明すればよいのか、どう思われるのか...

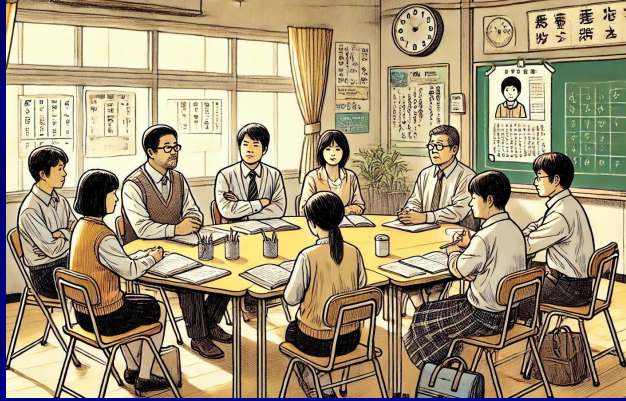
教員等支援者

保護者に寄り添う支援(保護者支援=子ども支援)

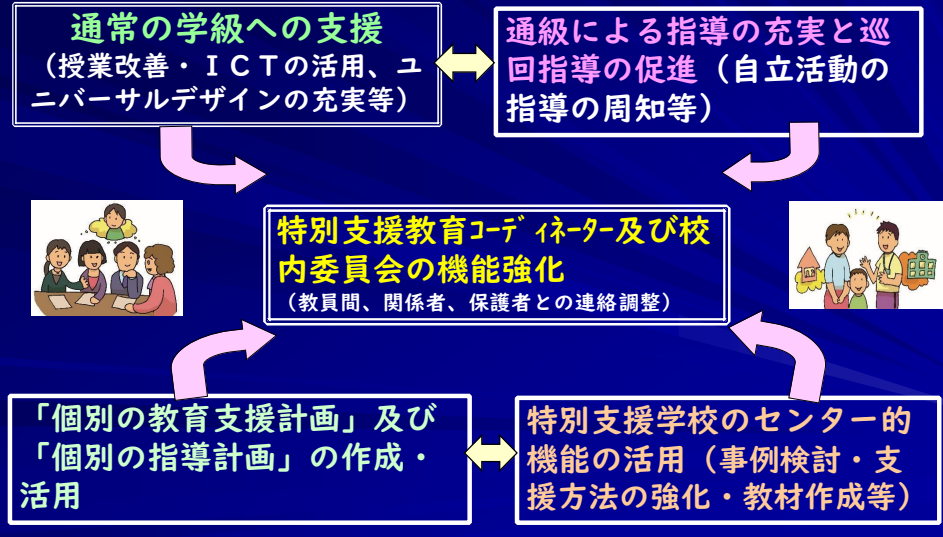
- ◇保護者の思いや悩みを共感的に聞く(カウンセリングマインド)
- ◇子どものいいところ(強い力)に視点をあてた話題を多くする
- ◇今までの子育てを肯定してから、新しい方向に向けた話題を提供する
- ◇保護者が力をつけるような相談支援を考える(気づきを高める支援)



校内支援体制の充実に向けて



校内支援体制の充実・強化



特別支援教育コーディネーターの機能強化

- ・ 特別支援教育の考え方や具体的支援に関する情報提供・提案
- ・ 校内（管理職・担任等）、関係者（保護者や関係機関）との連絡・調整
- ・ 各学校の支援教育コーディネーターや支援学校のリーディングスタッフとのネットワークづくりと相談関係の構築

<校内における役割>

- 管理職との連携
- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営
- 保護者に対する相談窓口

<外部関係機関との連絡調整等の役割>

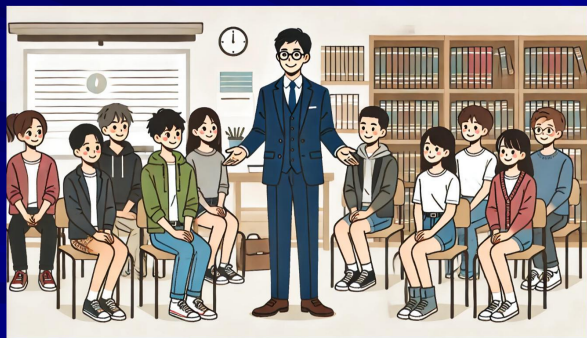
- 関係者・機関との連携・情報収集
- 支援教育に関する情報収集と連絡調整
- 各校の支援教育コーディネーター及び支援学校リーディングスタッフとの連携
- 市町村教育委員会指導主事との連携

自立活動の意義と教育課程上の位置づけ（特別の教育課程）



インクルーシブ教育システムの構築をめざして

— 学校における合理的配慮と基礎的環境整備 (UD) —



障害者の権利に関する条約 (第24条:教育)

(平成18年12月国連総会で採択 ⇒ 平成26年2月批准 ⇒ 平成28年4月から施行)

- 「インクルーシブ教育システム」とは、
1. 人間の多様性の尊重等の強化、
 2. 障がいのある子どもが能力を最大限度まで発達、
 3. 自由な社会に効果的に参加することを可能にする、
- ことを目的とし、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みである。そして、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域の小中学校で学ぶ機会が与えられること、そのために個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。



「障害者差別解消法」 平成28.4から施行
⇒ 改正 令和6.4から施行 (合理的配慮の法的義務)

インクルーシブ教育システム

多様なニーズのある子どもたちが可能な限り同じ場で学ぶことを追求すること

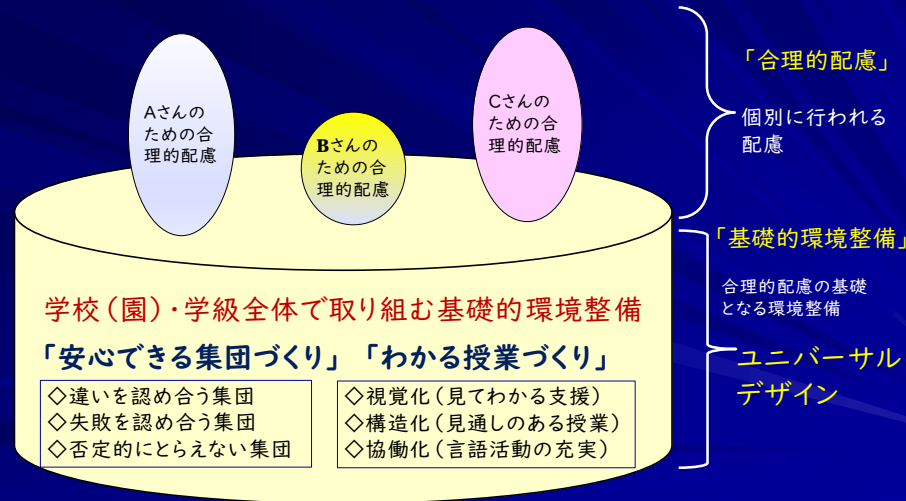
個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる仕組みを整備すること

この両輪の上に成り立ち、今はそのシステム構築をめざしている

合理的配慮と基礎的環境整備 (UD)

- ◇ 合理的配慮は、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同等の機会を得るために必要な変更・調整であり、教育活動に参加するための条件 (スタート地点) を同等にしていくプロセスといえる。
- ◇ 学校教育においては、本人・保護者からの意思表示の有無ではなくその子どもが十分な教育を受けられるかの観点から判断していくことが重要 (つまり、学校から合理的配慮を提案することもある)。
- ◇ 合理的配慮は、本人・保護者・教職員が一緒に考えていく関係性の構築をめざしていくこと (合意形成) が大切。
- ◇ 学校においては、障がい等のある子どもとの関係性が長期にわたることから、その都度の合理的配慮ではなく、基礎的環境整備 (すべての子どもが学びやすい環境や方法を整備・工夫) として取り組むことが望ましい。その際、合理的配慮と基礎的環境整備の境界線を決めることができない側面があり、両者一体となった取り組みが必要。

合理的配慮・基礎的環境整備(UD)が一体となった指導・支援



ユニバーサルデザインの視点を活かした指導・支援 —「安心できる集団づくり」と「わかる授業づくり」—



安心できる集団づくりの基本



子どもどうしをつなぐことば(例えば・・・)



安心できる・やる気のでる集団づくりのポイント

- ① 肯定的な指示や指摘のバリエーションを多用する
- ② ワンアップ・ワンダウンの対応を心がける
- ③ 基本的なSSTを日常の中で習慣化していく
(あいさつ、あやまる、お礼、ヘルプ:教えてください等)



あいさつ



あやまる



お礼



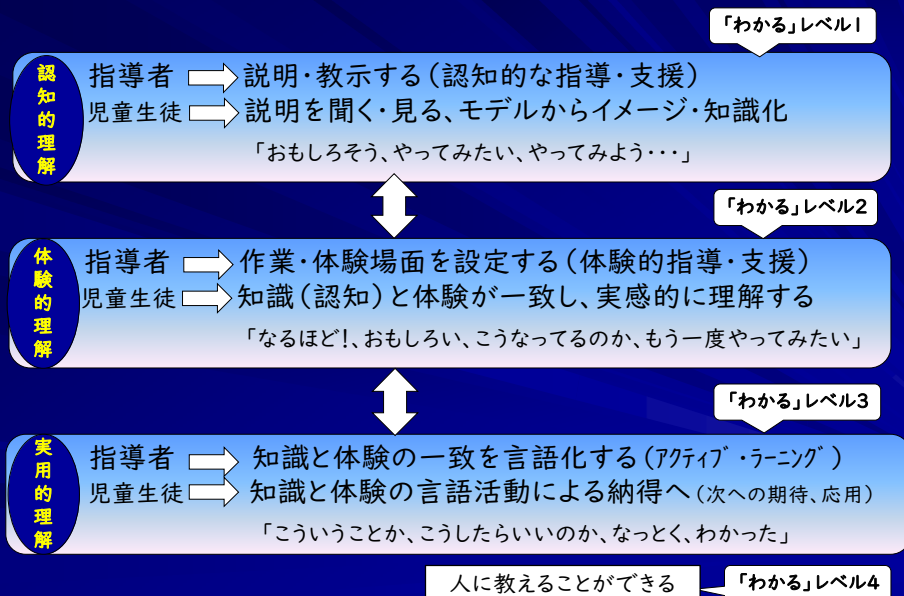
ヘルプ(教えてください等)

ユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくり

- ① 教室環境を確認する(机の並び方、落ちているもの、収納状況、掲示物等)。
- ② 教科書、ノート等、必要なもののみを机の上に置いているか確認する。
- ③ 授業のめあてを書き(貼る)、本時のポイントを明確に示す。
- ④ 全員が静かになったことを確認してから話し始める習慣をつける。
- ⑤ 板書を工夫する(板書の量・書く位置、区切り線をつける、色の配慮等)。
- ⑥ 今は、「聞くととき」と「書くととき」「話すとき」を区別し、同時に提示しない。
- ⑦ 大切な指示や内容ポイント等の大事なところは、何度か繰り返し説明する。
- ⑧ できるだけ視覚的に示すことができる教材・教具を多用する。
- ⑨ 子どもの努力や取り組みをほめる機会を多くつくる。
- ⑩ 本時のポイントを復唱し、授業まとめ、振り返りを行う。
- ⑪ 授業の中で何度かリスタートの場面をつくる。
- ⑫ 思考のツールを活かした言語活動を設定する(アクティブラーニング)。



「わかる」授業のステップとステージ



「わかる授業づくり」 自分の強みや得意な学習スタイルに気づく支援



社会参加をみすえた

小中学校・高等学校の教育に期待すること



社会参加をみすえた指導・支援のポイント(1)

◎自己理解に向けた「自分の強み」を知る学び

◎自分のことを知ろうとする姿勢・態度の醸成



◎わからないときに「聞くスキル」、困ったときに、「相談するスキル」継続的・系統的に育成

◎学びの意欲と楽しさ「わかった」「できた」「またやってみよう」を実感できる授業の工夫と充実

社会参加をみすえた指導・支援のポイント(2)

◎基本的なSSTの習得と習慣化(あいさつ、お礼、あやまる、ヘルプ:教えてください等)

◎再チャレンジできる自己肯定感の醸成



◎合理的配慮を要請する力の育成(自己理解と相談スキル)

◎保護者との連携関係の構築(高・大・進路へのプロセス)

<すべての子どもの共通した願い>

○ほめられたい(認められたい)

○役に立ちたい

○自分の意思や気持ちを伝えたい(関わりたい)

○学びたい(もっと知りたい)

○新しいことに挑戦したい

